

別表1(第3条、第8条関係)

1 対象事業		2 事業実施主体	3 補助対象経費 ※(1)		4 間接補助率		5 間接交付主体	6 奨励金・補助率			7 間接補助事業 の重要な変更							
細事業	内容							別表2の1及び2以 外の取組	別表2の 1の取組	別表2の2の取 組								
「輝太郎」 特別対策 事業	生産基盤整備対 策	農業協同組合 生産組織 農業公社 鳥取県農業農村担い手 育成機構 認定農業者 認定農業者に準ずる者 産地計画において担い 手と定められた者 リース事業者	果樹園整備に係る経費		第6欄の率	市町村	別表2の1及び2以 外の取組	別表2の 1の取組	別表2の2の取 組	補助金の増額 事業内容の追 加								
			新植	抜根、伐採、整地、土壌 改良、土壌消毒及び苗 木代等に係る経費							1/2 (ただし、廃園対策 として実施する場 合は2/3)	2/3 ※(3)	3/4 ※(3)					
			改植(全面改植の場合)											1/2	/	/		
改植(既存樹の間植えの場合)			1/2 (ただし、廃園対策 による果樹棚の整 備は2/3) 防霜対策設備の上 限1,500千円/ 10a														(1/2)※(4)	(3/4)※(4)
高接ぎ一挙更新の穂木作成費及び資材代に係る経費 かん水施設、排水施設、園内道、網かけ施設、防風施設、 防霜対策設備の整備に係る経費				/							/	/						
果樹棚の整備に係る経費		/	/		/													
防除用機械の導入に係る経費				/		/	/											
育成促進対策	市町村	新植・改植・高接ぎ一挙更新を行った者へ、別表3の奨励金を 交付するのに要する経費			/			/	1/2									
新たな品質向上 技術の実証モデ ル事業	農業協同組合 生産組織	「輝太郎」の品質向上に係る①袋かけ及び②環状剥皮を実証 するためのモデル園を設置するのに要する経費(果実補償費、 資材費、調査費等)		第6欄の率	市町村	①10/10(上限45千円/箇所) ②10/10(上限75千円/箇所)												
柿ぶどう等 生産拡大 事業※(2)	生産基盤整備対 策	農業協同組合 生産組織 農業公社 鳥取県農業農村担い手 育成機構 認定農業者 認定農業者に準ずる者 産地計画において担い 手と定められた者 リース事業者	果樹園整備に係る経費		別表2の2以 外の取組	別表2の 2の取組	市町村	別表2の1及び2以 外の取組	別表2の 1の取組	別表2の 2の取組	補助金の増額 事業内容の追 加							
			新植	抜根、伐採、整地、土壌 改良、土壌消毒及び苗 木代等に係る経費								第6欄の率	1/2	1/2 ※(3)	2/3 ※(3)			
			改植(全面改植の場合)													1/3	/	/
			改植(既存樹の間植えの場合)															
			高接ぎ一挙更新の穂木作成費・資材代及び農研機構の登 録品種の自家増殖の許諾料等に係る経費 かん水施設、排水施設、園内道、網かけ施設(ぶどう用を 除く)、防風施設、防霜対策設備の整備に係る経費									2/3	/	/	/			
			果樹棚の整備に係る経費													/	/	/
			ぶどう用ハウス(トンネルハウスも含む)の整備、防除用機械 の導入に係る経費									/	/	/	/			
パイプ棚、防蛾灯、ハウス(ぶどう用を除く)の整備に係る経 費		/	/	/	/													

	育成促進対策	市町村	新植・改植・高接ぎ一挙更新を行った者へ、別表3の奨励金を交付するのに要する経費			1/2
気象災害に強い施設整備事業	防災・減災対策	農業協同組合 生産組織 農業公社 鳥取県農業農村担い手育成機構 認定農業者 認定農業者に準ずる者 産地計画において担い手と定められた者	防風ネットの更新に係る経費	第6欄の率	市町村	1/3 (上限90千円/10a)
低コスト・体制強化事業		農業協同組合 生産組織 農業公社 認定農業者 認定農業者に準ずる者 産地計画において担い手と定められた者 リース事業者	スピードスプレーヤ、モア及び別に定める機械の導入に係る経費 機械導入に伴って必要となる園内道の整備に係る経費	第6欄の率	市町村	1/3

※(1) 補助事業対象経費が工事請負費及び委託費の場合は、県内事業者が施工及び実施したものに限り補助対象とする。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。

※(2) 果樹産地構造改革計画について(平成17年3月25日付け16生産第8112号農林水産省生産局長通知)第2に基づき、産地協議会が産地計画に定めた生産を振興する品目・品種及び市町村と地方事務所の長が地域特産として振興すべきと認めた品目・品種を対象とする。

※(3) 要綱第3条の1の(2)に該当する補助金については、別表2の1の国事業により交付される額(新植、全面改植については定額)を差し引いた額とする。

但し、計算は生産者ごとに行うものとし、各生産者に対する補助金額を国事業により交付される額が上回る場合は、その生産者に補助金は交付しないものとする。

※(4) ()内の補助率から国事業の補助率を差し引いた補助率以内とする。

別表2

取 組 内 容	
1 国事業の取組	(一社)鳥取県果実生産出荷安定基金協会の所管する国事業(果樹経営支援対策事業等)により新植、改植(全面改植の場合)、高接ぎ一挙更新、排水施設、かん水施設、園内道、果樹棚、網かけ施設(ぶどう用を除く)、防風施設及び防霜ファンの整備を行うもの。
2 やらいや果樹園整備の取組	果樹栽培が継続出来なくなった場合には新たな生産者へ継承する果樹園として園主が所属する生産組織が登録し(以下登録園を「やらいや果樹園」という。)、果樹園の流動化や担い手確保に関する取組みを行うもの。 ただし、新植、改植(全面改植の場合)、高接ぎ一挙更新、果樹棚、網かけ施設、かん水施設、排水施設及び園内道の整備にあつては、国事業を併用して事業実施する場合に限り対象とする。 なお、果樹棚の整備が国事業の補助対象とならない場合であっても、本取組の対象として扱うものとする。 果樹棚の整備及び防除用機械の導入にあつては、改植(既存樹の間植えの場合)及び高接ぎ順次更新による品種転換途中の園を除いて対象とする。ただし、ぶどう用ハウスの整備にあつては、2年後に品種転換が見込まれる間植え改植の園も対象とすることができる。

別表3

品 目	奨励金の額(円/10a)		
	新植・改植(全面改植の場合)	改植(既存樹の間植えの場合)	高接ぎ一挙更新
かき	48,000	24,000	48,000
ぶどう	94,000	47,000	47,000
もも	47,000	24,000	47,000